

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年3月 16 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1600223号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1600109号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月19日の標準賞与額を6万円、平成16年12月21日の標準賞与額を5万円、平成17年8月26日の標準賞与額を3万5,000円、同年12月20日の標準賞与額を2万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月19日、平成16年12月21日、平成17年8月26日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月19日、平成16年12月21日、平成17年8月26日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和11年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年12月
③ 平成17年8月
④ 平成17年12月

A社から請求期間に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該期間において厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、A社から提出された労働保険確定賃金表によると、請求者は、当該期間において、事業主から賞与を支給されていたことが認められる。

また、事業主は、請求者の請求期間①から④までに係る賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している上、複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書の写しにより、当該同僚は、労働保険確定賃金表に記載された金額の賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、請求者についても、当該同僚と同様に保険料

の控除があったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①から④までにおいて、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から④までの賞与支給日については、A社が平成25年12月19日付けで年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)に記載されている賞与支払年月日及び同社の顧問社会保険労務士の陳述から、請求期間①は平成15年12月19日、請求期間②は平成16年12月21日、請求期間③は平成17年8月26日及び請求期間④は同年12月20日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までの標準賞与額については、上記の賞与明細書の写し及び労働保険確定賃金表により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は6万円、請求期間②は5万円、請求期間③は3万5,000円、請求期間④は2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月19日、平成16年12月21日、平成17年8月26日及び同年12月20日の賞与について、請求者の賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の平成15年12月19日、平成16年12月21日、平成17年8月26日及び同年12月20日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（千葉）（受）第 1600234 号
厚生局事案番号 : 関東信越（千葉）（厚）第 1600110 号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における平成 15 年 12 月 19 日の標準賞与額を 8 万円、平成 16 年 12 月 21 日の標準賞与額を 3 万円、平成 17 年 8 月 26 日の標準賞与額を 2 万円、同年 12 月 20 日の標準賞与額を 1 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 19 日、平成 16 年 12 月 21 日、平成 17 年 8 月 26 日及び同年 12 月 20 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る平成 15 年 12 月 19 日、平成 16 年 12 月 21 日、平成 17 年 8 月 26 日及び同年 12 月 20 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 女（妻）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 48 年生

住所 :

2 被保険者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 38 年生

3 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成 15 年 12 月
② 平成 16 年 12 月
③ 平成 17 年 8 月
④ 平成 17 年 12 月

夫（訂正請求記録の対象者）に対して A 社から請求期間に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。当該期間において厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、A社から提出された労働保険確定賃金表によると、訂正請求記録の対象者は、当該期間において、事業主から賞与を支給されていたことが認められる。

また、事業主は、訂正請求記録の対象者の請求期間①から④までに係る賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している上、複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書の写しにより、当該同僚は、労働保険確定賃金表に記載された金額の賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、訂正請求記録の対象者についても、当該同僚と同様に保険料の控除があったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間①から④までにおいて、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から④までの賞与支給日については、A社が平成25年12月19日付けで年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)に記載されている賞与支払年月日及び同社の顧問社会保険労務士の陳述から、請求期間①は平成15年12月19日、請求期間②は平成16年12月21日、請求期間③は平成17年8月26日及び請求期間④は同年12月20日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、訂正請求記録の対象者の請求期間①から④までの標準賞与額については、上記の賞与明細書の写し及び労働保険確定賃金表により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は8万円、請求期間②は3万円、請求期間③は2万円、請求期間④は1万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月19日、平成16年12月21日、平成17年8月26日及び同年12月20日の賞与について、訂正請求記録の対象者の賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、訂正請求記録の対象者の平成15年12月19日、平成16年12月21日、平成17年8月26日及び同年12月20日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。